

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本基礎技術株式会社
代 表 者 名 取締役社長 中原 巖
(コード番号 1914 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 松本 文雄
(電話番号 06 - 6351 - 5621)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 56 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、上場会社の株式は一齐に振替株式に移行され、いわゆる「株券の電子化」が実施されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株券の発行) <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第 8 条 ~ 第 9 条 (条文省略)	第 7 条 ~ 第 8 条 (現行どおり)
(单元未満株式の不発行) <u>第 10 条 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削除)
(株式取扱規則) 第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定め	(株式取扱規則) 第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役

現行定款	変更案
<p data-bbox="416 219 708 248">る株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="295 331 533 360">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="288 367 807 902">第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p data-bbox="288 947 675 976">第 13 条～第 15 条(条文省略)</p> <p data-bbox="288 1021 807 1084">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="288 1090 807 1485">第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="288 1529 675 1559">第 17 条～第 42 条(条文省略)</p> <p data-bbox="295 1603 392 1632">(新設)</p>	<p data-bbox="943 219 1347 282">会において定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="834 331 1072 360">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="828 367 1347 757">第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p data-bbox="828 947 1246 976">第 11 条～第 13 条(現行どおり)</p> <p data-bbox="828 1021 1347 1084">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="828 1090 1347 1447">第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="828 1529 1246 1559">第 15 条～第 40 条(現行どおり)</p> <p data-bbox="828 1603 890 1632">附則</p> <p data-bbox="828 1639 1347 1812">第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p data-bbox="828 1856 1347 1991">第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以 上